多機関協働による包括的支援体制フロー（案）

1　基本方針　相談内容をまず受け止める。 相談者には、同じことを何度も言わせない。 なるべく相談者を歩かせない。 の3つを柱とする。
2　遵守事項　所管事務事業の範囲を狭く捉えない。手を差しのべなければならない案件を「たらい回し」にしないよう、関係課、関係機関が必ず対応する。
3　対応方法　インテークで緊急性を見極める。 必要に応じて関係課を招集するか、所管課に繋ぐ。 必要に応じて関係課・機関との調整・協議する。

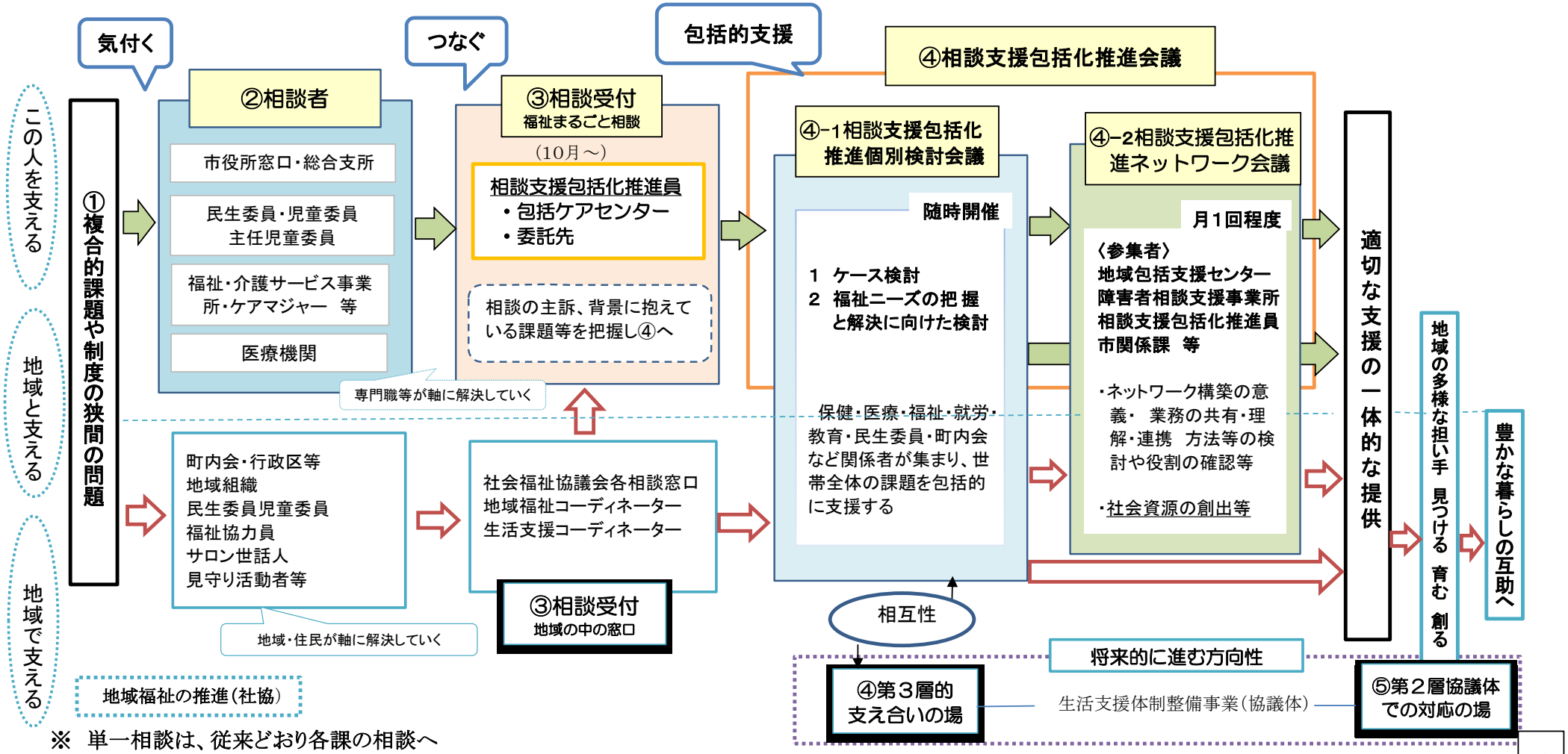

※　単一相談は、従来どおり各課の相談へ

資料３